

# 入札概要書

総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務

入札日 令和6年5月31日（金）

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 業務名

総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務

### (2) 業務内容

総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 業務委託期間

契約締結日から令和11年5月31日まで

### (4) 業務の実施場所

仕様書のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

### (1) 必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、アからエまでに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。

ウ イの審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者。

エ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

### (2) 入札参加資格審査の申請手続きに関する事項

2の（1）のイの入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、5の（2）のア記載の提出期限までに以下に示す提出場所へ持参し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所（持参のみ）

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2066

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika@pref.tokushima.jp

※一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。

### 3 担当する課の名称及び所在地

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室 ネットワーク担当

電話：088-621-3263

FAX：088-621-2836

電子メール：gyouseidx@pref.tokushima.jp

### 4 入札概要書及び仕様書の交付期間、場所及び方法

#### (1) 期間

令和6年5月17日（金）から令和6年5月24日（金）正午まで

#### (2) 方法

徳島県ホームページより入札概要書及び仕様書を無料で配布する

### 5 入札参加の申込み

#### (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式

1）の1部を持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、県から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、（2）に示す提出期限までに申請書類を提出しない者、又は、申請書類を審査のうえ入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することはできない。

#### (2) 提出期限等

##### ア 提出期限

令和6年5月24日（金）正午まで（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）

##### イ 提出時間

午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。）

##### ウ 提出場所

3に同じ

##### エ 提出方法

直接持参又は郵送。郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に「総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務 一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きで明記し、提出期限までに必着のこと。

#### (3) 申請書類については、徳島県の審査を経て入札参加資格を確認し、その結果は、令和6年5月29日（水）までに通知する。

#### (4) その他

ア 一般競争入札参加資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書は、返却しない。

ウ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書は、入札参加者の選定以外には使用しない。

## 6 仕様内容についての質問受付先、提出方法、受付期間及び回答

### (1) 質問受付先

3と同じ

### (2) 提出方法

「総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務に関する質問書」に質問内容を記載すること。持参(6の(1)の場所)、FAX(088-621-2836)又は電子メール(gyouseidx@pref.tokushima.jp)による(電話による問合せは不可)。

### (3) 受付期間

令和6年5月17日(金)から令和6年5月24日(金)正午まで(土曜日、日曜日及び休日等を除く。)の午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。最終日は正午まで)。

### (4) 回答

問合せに対する回答は、令和6年5月29日(水)正午までに徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて掲示するものとする。

## 7 資料の閲覧の期間及び場所

この業務にかかる資料(システム構成及びプログラムソース等)については、事前に連絡の上、閲覧する事ができる。

### (1) 期間

令和6年5月17日(金)から同年5月24日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

### (2) 場所

3と同じ

### (3) 機密保持誓約書の提出

閲覧を希望する者は、「機密保持誓約書様式」により、機密保持誓約書を提出すること(閲覧当日の提出可)。

## 8 入札手続等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和6年5月31日(金)午前11時00分

#### イ 場所

徳島市万代町1-1 共用 1106会議室

### (2) 入札書の提出方法等

直接持参

### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (4) 入札の方法等(「入札書記載例」参照)

ア 入札の方法は、総価で行うものとする。

イ 入札書は所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

- ① 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。
- ② 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。
- ③ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ④ 「住所」及び「氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。
  - (ア) 代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）を記載すること。
  - (イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。代理人が法人又は組合等の社員である場合は、法人又は組合等の住所、法人名又は組合名等（支社・支店名等）及び氏名を記載することも可とする。

ウ 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、第2号による入札書を作成し提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、入札当日、入札前に代理権を証する「委任状」を提出しなければならない。（「委任状記載例」参照）

エ 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

#### (5) 入札の無効

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

- ① 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの
- ② 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの
- ③ 「入札業務」で業務名の記載のないものまたは記載を誤ったもの
- ④ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、また2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

#### (6) 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、入札参加者又はその代理人が全員立会いしている場合は、開札後ただちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

#### (7) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

#### (8) 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。なお、この契約に関し、落札者は、契約金額の積算内訳書を提出しなければならない。

### 9 開札に立ち会う者に関する事項

この入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、原則入札者立ち会いのもとで行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

### 10 その他

#### (1) 入札書提出時の提出書類

ア 入札書 1通

イ 委任状（代理人が入札する場合） 1通

ウ 顔写真付きの身分証明書

（委任状における受任者及び入札書における代理人の住所が法人又は組合等の住所であるときは、法人又は組合等の顔写真付きの社員証等）

#### (2) 入札書提出時の留意事項

ア 8の内容を再度確認し、入札書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

イ 入札直前に、入札書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

ウ 本人確認ができない場合は、入札に参加できないものとするため、注意すること。

#### (3) 再入札時の提出書類

ア 入札書及び封筒の予備 1通

#### (4) 再入札時の留意事項

ア 8の内容を再度確認し、入札書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

イ 入札直前に、入札書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

## 委 託 契 約 書 (案)

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務
- (2) 委託業務の内容 総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和11年5月31日までとする。ただし、翌年度以降において、甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

2 乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

（委託料）

第4条 委託料は、金 \*\*\*\* \*\*円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額 金 \*\*\*\* \*\*円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて算出した額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲の指定する様式による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、前条に規定する委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(目的外の使用禁止)

第11条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。



(再委託等の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (3) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

2 乙は、前条第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

3 甲は、前条第2項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第18条 乙は、本業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 徳島県  
徳島県知事 後藤田 正純

乙

## 情報セキュリティに関する特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

### (管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者を明確にしておかなければならない。

### (作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

### (情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第4 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

### (業務従事者への周知及び教育)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

### (情報の適正な管理)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (情報資産の返却及び廃棄)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (報告)

第10 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

### (監査及び検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

### (情報セキュリティインシデントの公表)

第12 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

### (資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務 仕様書

### 1 委託業務の目的

総合業務管理システムの安定稼働を行うためのシステムの保守及び管理並びに運用支援することを目的とする。

### 2 委託業務契約期間

契約締結日から令和11年5月31日まで

※契約締結日から同年11月30日の間は、現行の運用保守業者が総合業務管理システム保守及び管理並びに運用支援を行うこととする。

※本委託業務の受託者は、契約締結日から同年11月30日の間に、システム解析、サーバ構築及びLGWAN申請等、本委託業務を遂行する上で必要な準備を完了させるものとし、令和6年12月1日より総合業務管理システム保守及び管理並びに運用支援を行うこととする。

### 3 委託業務の範囲

委託業務の範囲は次に掲げるとおりとする。

#### (1) 保守対象システム

総合業務管理システム

#### (2) システム運用管理

##### ア ソフトウェア資源の管理

- ・ソフトウェアの不具合情報を収集し、不具合への対応を適切に行うこと。

##### イ ソフトウェア及びハードウェア管理

- ・ソフトウェア及びハードウェアの監視及び保守を実施すること。
- ・ミドルウェアのバージョンアップの情報提供及びバージョンアップ作業を実施すること。

#### (3) システム保守

##### ア 障害対応（初動）

- ・障害発生時には、その原因調査を実施すること。

##### イ 障害復旧調整

- ・障害対応に必要な対応を行うこと。（プログラム作成等を含む。）
- ・リストア作業の対応を行うこと。

##### ウ セキュリティ管理

- ・セキュリティ情報収集を実施すること。
- ・ログ管理を適切に実施すること。
- ・パッチの情報提供及びそのインストール作業を実施すること。

#### (4) その他

ア LGWAN-ASP サービスとして運用する上で、必要な対応を行うこと。

#### イ 設計書等管理

・加除、修正等の更新を行い、県に納品すること。

ウ 月あたり数人日程度のシステム改修（追加要望を含む）を行うこと。

### 4 業務処理対応時間

システムの稼働時間は、24時間である。ただし、県があらかじめ承認の上停止した場合はこの限りではない。

平日午前8時から午後10時までの間は、システム停止連絡から2時間以内に対応を始め、サブシステムが稼働している間に復旧させること。

平日午後10時から午前8時までの間は、システム停止連絡から2時間以内又は翌営業日午前8時から対応を始めること。

土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び乙が定める休日については、夜間の対応と同様の取扱いとする。ただし、重大な障害、その他緊急を要する場合においては、この限りでない。

### 5 保守体制

#### (1) 要員確保

ア 保守に携わる技術者は、システムに精通した者であること。

イ システムの稼働時間、重大な障害及びその他緊急を要する場合への対応等を考慮した要員配置体制とすること。

ウ 委託業務に当たる従事者がその職務の執行につき不相当と認められるときは、徳島県（以下「県」という。）は、受託事業者に対して変更が求められるものとする。

#### (2) 県の協力体制

県は、受託事業者が委託業務遂行のため、次の行為を行うことを承諾する。

ア VPNによるリモートアクセス

イ 業務サーバの設置場所への立入り

ウ 県の事務所に設置された電話、ファクシミリ及び電源の使用

エ 委託業務遂行のために使用する機器の持込み

オ 委託業務遂行のため、県の承諾を得た上でのデータの一時持出し

#### (3) 業務の実施

障害復旧や使用上の質問に係る業務の実行は、次の方法によるものとする。

ア E-Mail、電話あるいはファクシミリにより回答すること。

イ 障害が発生したときは、原則VPNによるリモート機器からの対応とするが、県職員が対応できない場合は、オンサイトによる対応とする。

ウ 派遣された技術者は、障害復旧作業を終了し、システムの正常動作確認後、県に作業報告書を提出するとともに県の指定する管理者の検査確認を受け、その者の了解を得なければならない。

(4) 手引書等の整備

保守運用に係る詳細については、随時手引書に更新を加えて整備していくものとする。

## 6 免責事項

- (1) 県職員のオペレーションによるデータの破損
- (2) 保守業務以外に発生する障害に関する責任
- (3) 受託事業者の指示によらず、県又は第三者が行った業務アプリケーションの変更、改良、かしの是正、機能追加等に起因する障害
- (4) ハードウェア若しくはこの契約に含まないソフトウェアの障害又は受託事業者が示す所定の動作環境要件を満たさないことに起因する障害
- (5) 県又は第三者の責めに帰すべき事由に起因する障害
- (6) 地震、火災、雷、風水害、停電等に起因する障害
- (7) システムに障害が発生し、記録されているデータに障害が発生した場合や障害復旧作業中にデータに障害が発生した場合において、県はその責めを受託事業者に負わせるものとする。ただし、受託事業者がシステム障害の発生を予見できた場合、障害復旧作業における障害の発生予見できた場合などは、その限りでない。

## 7 成果品

この業務の履行を確認するため、次のデータを書面若しくは電磁的記録によって県に提出し、又は記憶装置等に保管する。

- (1) 業務報告書
- (2) 委託業務ごとの作業計画及び作業完了報告
- (3) 会議等開催ごとの議事録
- (4) 障害対応、質疑応答等についての報告及び回答
- (5) 出力データを基にした二次的データファイル



一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 名

令和6年5月17日付け公告に係る「総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務」の一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

提出書類

- 1 会社概要等（様式－2）

会社概要等

1. 会社沿革

2. 本社，入札に参加する支社又は営業所等について

(1) 本社

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

(2) 支社又は営業所等

(住所)

(商号又は名称等)

(代表者の役職及び氏名等)

(電話番号)

3. 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

営業種目コード及び 営業種目	営業品目コード及び 営業品目	業者コード	登録年月日

# 入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住所

氏名

項目名「住所」「氏名」を記入

徳島県知事殿

# 入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

項目名「住所」「氏名」を記入

代 理 人 住 所

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

氏 名

徳島県知事殿



## 仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名：総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内容	

記載例

代表者本人が入札するとき

## 入札書

¥マークを付すこと

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、  
入札概要書（もしくは入札説明書）を  
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和○年○月○日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入  
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効  
(含個人事業者)

項目名「住所」「氏名」を記入

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
万代産業株式会社

氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

記載例

代理人が入札するとき

## 入札書

¥マークを付すこと

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札金額

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、  
入札概要書（もしくは入札説明書）を  
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和○年○月○日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入  
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効  
(含個人事業者)

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地  
万代産業株式会社

項目名「住所」「氏名」を記入

氏名 代表取締役 日本太郎

代理人 住所 徳島市佐古 1 番町 1 番地

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

氏名 加藤 一郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

住所は代理人の自宅住所を記載  
上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名  
(支社・支店名等)、氏名を記載することでも可



委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町1丁目1番地  
万代産業株式会社  
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古1番町1番地  
氏名 加藤 一郎

私は、加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和〇年〇月〇日に執行する『〇〇〇〇〇〇〇』の入札に関する一切の権限を委任します。

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所・氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社 住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

## 機密保持誓約書

徳島県知事 後藤田 正純 殿

令和 年 月 日

参加希望事業者名

所在地

代表者職氏名

代表者印

徳島県（以下「甲」という。）が委託する「総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務」に関する機密保持について、参加希望事業者名（以下「乙」という。）は、以下のとおり誓約します。

（目的）

第1条 乙は、総合業務管理システムの保守・管理及び運用支援業務（以下「本目的」という。）の履行に当たり、甲から開示された機密情報を機密として保持するために機密保持誓約書を提出する。

（機密情報）

第2条 本目的の履行における機密情報は、甲が本目的の履行のために必要があると認め、開示する有形無形のすべての情報とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、除くものとする。

- （1）開示の時点ですでに公知のもの又は乙の責めによらず公知となった情報
- （2）乙が事前に甲の承諾を得て公開した情報
- （3）第三者から機密保持義務を負うことなく乙が正当に入手した情報
- （4）開示の時点ですでに乙が保有している情報
- （5）開示及び本業務上知り得たすべての機密情報によらないで、乙が独自に創作した情報

（機密保持）

第3条 乙は、甲から開示された機密情報について、適正に保管管理し、その機密を保持しなければならない。

- 2 乙は、本目的の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、甲から開示された機密情報を開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙は、甲から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 乙は、甲から開示された機密情報について複製が必要なときは、事前に甲の承諾を受けるものとする。

（目的外使用の禁止）

第4条 乙は、本目的の履行に伴って知り得た内容を他の用途に使用してはならない。

（第三者への開示）

第5条 乙は、本目的の履行のために知る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に甲の承諾を得て、第三者に開示することができるものとする。

- 2 乙は、前項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同等の機密保持誓約書の提出を義務付けなければならない。
- 3 第1項の場合の他に、次の各号のいずれかに該当する場合は、例外として第三者に開示することができるものとする。
  - （1）弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他乙に対して本誓約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の守秘義務を負う者に対して、合理的に必要な範囲内において、開示する場合

(2) 法令又は政府機関，金融商品取引所，金融商品取引業協会，証券業協会その他これらに準ずる定めに基づき乙に開示が要求され，これに応じて合理的に必要な範囲内において，開示する場合

(乙の責任)

第6条 前条で乙が機密情報を開示した第三者が本誓約に違反した場合には，乙は，当該第三者と連帯して，甲に対して責任を負うものとする。

(返還・破棄義務)

第7条 乙は，甲より請求された場合又は本目的の履行が終了した場合には，機密情報に関する一切の書類，資料及びその複製品を速やかに甲に返却し，又は甲の指示に従い，破棄するものとする。

(関係者への遵守徹底)

第8条 乙は，本目的の履行のために機密情報を知る必要のある自己の役員，従業員及び第5条で乙が機密情報を開示した第三者に，本誓約の内容を遵守させるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙又は第5条で乙が機密情報を開示した第三者が，前各条項のいずれかに違反した場合又は甲の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には，乙は，甲に直接生じた通常の損害に対して，賠償の責を負うものとする。

(協議解決)

第10条 本誓約に定めない事項に関して解釈に疑義を生じたときは，甲乙相互に誠意をもって協議し，これを解決するものとする。

以上